



|   |  |   |
|---|--|---|
| 3 | <p>横尾敬介氏は、みずほ証券株式会社の出身者であります。当社とみずほ証券株式会社の間には製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社およびみずほ証券株式会社それぞれの連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>  | <p>横尾敬介氏は、2001年6月にみずほ証券株式会社の経営幹部に就任して以降、2007年4月に取締役社長、2011年6月より取締役会長として、長年にわたり金融・資本市場において卓越した経営手腕を発揮することにより、同社の発展に貢献してきました。また、2019年12月には株式会社産業革新投資機構の代表取締役社長CEOに就任し、日本の国際競争力向上へ寄与しています。</p> <p>当社においては、社外取締役として、当社取締役会における経営判断および経営監督の妥当性・適正性の確保に重要な役割を果たしており、経営者としての豊富な経験と幅広い知識・見識、ならびに長年にわたり金融・資本市場において培われた視野と長期的な視点により、幅広く有益な助言・提言を行っております。加えて、指名委員および報酬委員としては、独立した立場から投資家・株主目線による積極的な議論を行っています。2021年度は、前年度から続くコロナ禍のさまざまな制約に加え、半導体などの部材不足や物流費の高騰など、厳しい経営環境の中、その豊富な経験に基づき、コーポレートファイナンス、資本市場とのコミュニケーション、資本政策、デジタル・人材戦略、成長投資などに関連して、投資家・株主目線による助言・提言を行い、当社の事業成長と体質強化による企業価値向上に向けた取り組みに大きく貢献しました。</p> <p>当社取締役会は、同氏の長年にわたる金融・資本市場での豊富な経験、およびファイナンスなどに関する幅広い知識・見識に基づく独立した立場から、投資家・株主目線による経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが第20次中期経営計画および成長戦略の実現、ならびに当社の株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外取締役候補者として指定しております。</p> <p>なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |
| 4 | <p>谷本文氏は、株式会社時事通信社の出身者であります。当社と株式会社時事通信社の間には製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社および株式会社時事通信社それぞれの連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>   | <p>谷本文氏は、1977年に株式会社時事通信社へ入社して以来、長年にわたり同社の経済記者として国内外において情報分析と情報発信を担い、2010年6月に取締役、2013年6月より常務取締役として卓越した経営手腕を発揮することで同社の発展に貢献してきました。また、2016年6月からは公益財団法人ニッポンドットコム常務理事編集局長として、日本の情報を広く海外に発信しながら、国際相互理解の増進に寄与するとともに、グローバルな人材育成にも貢献してきました。2021年度は、前年度から続くコロナ禍のさまざまな制約に加え、半導体などの部材不足や物流費の高騰など、厳しい経営環境の中、その豊富な経験に基づき、資本市場とのコミュニケーション、情報発信、資本収益性の向上、人材戦略などに関連して、投資家・株主目線による助言・提言を行い、当社の事業成長と体質強化による企業価値向上に向けた取り組みに大きく貢献しました。</p> <p>当社取締役会は、同氏の長年の経済記者としての豊富な経験、およびグローバル経済や社会課題に関する幅広い見識・洞察、加えて高度な情報収集・分析能力や優れたコミュニケーション能力に基づく、独立した立場からの投資家・株主目線による経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが第20次中期経営計画および成長戦略の実現、ならびに当社の株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外取締役候補者として指定しております。</p> <p>なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p>  |
| 5 | <p>石村和彦氏は、A G C株式会社の出身者であります。当社とA G C株式会社の間には製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社およびA G C株式会社それぞれの連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>  | <p>石村和彦氏は、2006年1月に旭硝子株式会社（現A G C株式会社）の経営幹部に就任して以降、2008年3月に代表取締役兼社長執行役員COO、2010年1月に代表取締役兼社長執行役員CEO、2015年1月より代表取締役会長として、長年にわたり日本を代表する製造業のグローバル展開を主導するなど、卓越した経営手腕を発揮することにより、同社の発展に貢献してきました。また、2020年4月には国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長に就任し、日本の産業競争力の強化へ寄与しています。</p> <p>当社取締役会は、同氏の経営者としての幅広い豊富な経験、環境問題への深い見識、および組織・ガバナンスのあり方についての高い問題意識に基づく、独立した立場からの客観的な経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが第20次中期経営計画および成長戦略の実現、ならびに当社の株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外取締役候補者として指定しております。</p> <p>なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p>   |
| 6 | <p>太田洋氏は、西村あさひ法律事務所パートナー弁護士です。同法律事務所は、当社が案件ベースで法律事務を適宜依頼している法律事務所の一つであり、当社は同法律事務所の他の弁護士との間に法律業務を委託するなどの取引関係がありますが、当年度における取引額は同法律事務所の年間取引高のいずれに対しても1%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また、太田洋氏が当社グループの法務相談に関与したことはございません。</p> | <p>太田洋氏は、西村あさひ法律事務所パートナーとして、M&amp;Aや企業法務全般における多くの案件対応実績があり、また、2014年7月からは一般社団法人日本取締役協会のコーポレート・ガバナンス委員会で副委員長を務めるなど、コーポレート・ガバナンスの専門家としても活躍されております。</p> <p>2017年6月に当社社外監査役に就任し、弁護士としての専門領域、およびコーポレート・ガバナンス専門家としての豊富な経験に基づく観点から、特に企業法務、およびコーポレート・ガバナンスの領域で積極的な助言や提言を行っており、当社における企業価値向上とコーポレート・ガバナンス強化に向けて大きく貢献しております。</p> <p>以上のことから、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ガバナンス強化に向けて、客観的な立場での適正な監査活動を実践いただけることを期待し、同氏を社外監査役として指定しております。</p> <p>なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p>  |
| 7 | <p>小林省治氏は、花王株式会社の出身者であります。同氏が2017年3月まで在籍していた花王株式会社と当社との間には製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社および花王株式会社それぞれの連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>  | <p>小林省治氏は、花王株式会社において事業部門長や執行役員などの要職を歴任され、研究開発や事業経営において長年にわたる豊富な経験、さらに同社の常勤監査役としてグローバル企業の経営やガバナンスに関する高い知見を有しております。</p> <p>2020年6月に当社社外監査役に就任し、これらの豊富な経験と識見を活かし、技術分野や事業運営をはじめ、ESGやエンゲージメントなど幅広い観点で積極的に助言や提言を行うなど、当社における企業価値向上とコーポレート・ガバナンス強化に向けて大きく貢献しております。</p> <p>以上のことから、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ガバナンス強化に向けて、客観的な立場での適正な監査活動を実践いただけることを期待し、同氏を社外監査役として指定しております。</p> <p>なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p>  |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 8 | <p>古川康信氏は、EY新日本有限責任監査法人の出身者であります。同氏が、2014年6月までシニア・アドバイザーを務めていたEY新日本有限責任監査法人と当社との間には製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社およびEY新日本有限責任監査法人それぞれの連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p> | <p>古川康信氏は、公認会計士として会計・財務に関する高度な知見を有しております。また、EY新日本有限責任監査法人において、業務執行社員として海外展開するグローバル企業の監査を歴任されており、他社における社外取締役、監査等委員や社外監査役としての経歴から、企業経営に関する知見や経験も豊富であります。2020年6月に当社社外監査役に就任し、これらの豊富な経験や幅広い識見を活かして、財務・会計の領域のみならず、企業経営やコーポレート・ガバナンスに関して、積極的に助言、提言を行うなど、当社における企業価値向上とコーポレート・ガバナンス強化に向けて大きく貢献しております。以上のことから、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ガバナンス強化に向けて、客観的な立場での適正な監査活動を実践いただけることを期待し、同氏を社外監査役としております。なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |
|---|---|---|

#### 4. 補足説明

|  |
|--|
| <p>当社は、社外役員に関して以下の基準を勧業の上、選任しております。</p> <p><b>【社外役員の独立性基準】</b></p> <p>1. 当社の社外取締役および社外監査役は、原則として独立性を有するものとし、以下各号のいずれにも該当する者とする。なお、リコグループとは、当社および当社の子会社で構成される企業集団をいう。</p> <p>(1) 当社の総議決権の10%以上の株式を有する者（以下「主要株主」という。）または当社の主要株主の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人またはその他の使用人でないこと。</p> <p>(2) リコグループが主要株主となっている会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人またはその他の使用人でないこと。</p> <p>(3) 現在リコグループの取締役（独立性を有する社外取締役を除く。）、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人又はその他の使用人でないこと、又は就任の前10年以内にリコグループの取締役（独立性を有する社外取締役を除く。）、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人又はその他の使用人でなかったこと。</p> <p>(4) 直近事業年度においてまたは直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、リコグループを主要な取引先としていた者（リコグループへの売上額がその者の連結売上額の2%以上である者をいう。）またはその者（その者の親会社および子会社を含む。）の取締役（独立性を有する社外取締役を除く。）、執行役、理事、執行役員、支配人若しくはその他の使用人でないこと。</p> <p>(5) 直近事業年度においてまたは直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、リコグループの主要な取引先であった者（その者への売上額がリコグループの連結売上額の2%以上である者をいう。）またはその者（その者の親会社および子会社を含む。）の取締役（独立性を有する社外取締役を除く。）、執行役、理事、執行役員、支配人若しくはその他の使用人でないこと。</p> <p>(6) リコグループから役員としての報酬以外で直近事業年度においてまたは過去3事業年度の平均で1事業年度に1,000万円以上の金額の金銭その他の財産を直接または間接に得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士またはその他の専門家でないこと。</p> <p>(7) リコグループから直近事業年度においてまたは過去3事業年度の平均で1事業年度にその団体の総収入の2%以上の金額の金銭その他の財産を直接または間接に得ている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファームまたはその他の専門的アドバイザー・ファームなどの団体に所属する者でないこと。</p> <p>(8) 第1号から第7号までに該当する者の配偶者、二親等内の親族または生計を一にする親族でないこと。</p> <p>(9) リコグループから取締役を受け入れている会社またはその会社の親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人またはその他の重要な使用人である者でないこと。</p> <p>(10) その他、当社との間で実質的に利益相反が生じるおそれのある者でないこと。</p> <p>2. 前項第1号および第4号ないし第9号のいずれかに該当しない者であっても、当社の社外取締役および社外監査役として適格であると判断される者については、当該人物が社外取締役および社外監査役として適格であると判断する理由を対外的に説明することを条件として、当該人物を社外取締役および社外監査役に選任することができる。</p> |
|--|

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。